

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市高野575番地5 (101号) フェリカ葉山 井原 健満	草津市新堂町字北黒田38番5	175.00㎡	R4.3.17	1596

(令和4年3月17日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和4年3月17日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市荻原104番地 (302号) ブルル栗東 馬場 淳平	草津市新堂町字北黒田38番6	175.01㎡	R4.3.17	1597

(令和4年3月17日揭示済み)

公 告

農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構
想について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第
6条第5項の規定により、滋賀県知事の同意を得て基
本構想を変更したので、同条第6項の規定に基づき公
告する。

令和4年3月22日

草津市長 橋 川 渉

(令和4年3月22日揭示済み)

公 告

草津市森林整備計画の公表について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項
の規定に基づき、草津市森林整備計画を変更するの
で、同法第10条の5第10項の規定により公表する。

令和4年3月28日

草津市長 橋 川 渉

(令和4年3月28日揭示済み)

公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和4年3月29日

草津市長 橋 川 涉

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
草津農業振興地域整備計画
- 2 縦覧場所
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

(令和4年3月29日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年3月30日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市上笠四丁目16番16号 山田 隆治	草津市下笠町字夷子3453番 4	165.30㎡	R4.3.30	1598

(令和4年3月30日揭示済み)

公 告

草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第4条第1項の規定に基づき負担区を定めたので、同条第2項の規定に基づき公告する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 涉

第2負担区

- (1) 追加の区域 草津市野路町の一部
草津市南笠町の一部
- (2) 追加の地積 7.02ha

第3負担区

- (1) 追加の区域 草津市下物町の一部
草津市岡本町の一部
草津市志那中町の一部
草津市新堂町の一部
草津市北山田町の一部
草津市南笠町の一部
- (2) 追加の地積 2.58ha

第4負担区

- (1) 追加の区域 草津市南山田町の一部
- (2) 追加の地積 0.11ha

(令和4年3月31日掲示済み)

公 告

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第6条および第14条の規定に基づき、令和4年度草津市公共下水道事業受益者負担金および分担金の賦課対象区域を次のとおり定める。

令和4年4月1日

草津市長 橋 川 涉

賦課対象区域

- [駒井沢第二処理分区] 新堂町、芦浦町、平井町の各一部
- [駒井沢第三処理分区] 駒井沢町の一部
- [駒井沢第五処理分区] 片岡町、下物町、芦浦町、志那中町の各一部
- [草津北第一処理分区] 下笠町、川原一丁目、川原二丁目の各一部
- [草津北第二処理分区] 上笠一丁目、野村四丁目の各一部
- [草津北第三処理分区] 上笠四丁目、西波川二丁目、川原二丁目、下笠町の各一部
- [草津西第一処理分区] 西草津一丁目、草津町の各一部
- [草津西第二処理分区] 木川町、南山田町、北山田町の各一部
- [草津中央処理分区] 草津一丁目、青地町の各一部
- [草津南第一処理分区] 御倉町、南山田町の各一部
- [草津南第三処理分区] 追分南九丁目、追分二丁目、矢倉二丁目の各一部
- [矢橋処理分区] 矢橋町の一部
- [新浜処理分区] 野路町、南笠町、矢橋町、新浜町の各一部
- [岡本処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第二処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第三処理分区] 青地町の一部
- [草津東第四処理分区] 青地町の一部
- [南大萱第二処理分区] 新浜町の一部
- [南大萱第三処理分区] 南笠町の一部
- [小柿第二処理分区] 渋川二丁目の一部

(令和4年4月1日掲示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平

成6年草津市規則第10号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
04010101	石油ファンヒーター (直接引き取り限定)	SHARP OK-D25C-B	1,000円 (100円)
04010102	チャイルドチェア (2台) (直接引き取り限定)	(株)弘益 CHC-480, SBC-520	2,000円 (200円)
04010103	パワーデイストリ ビューター	TOA PD-15	1,000円 (100円)
04010104	ハンドカウンター (30個)	PLUS 30899等	3,000円 (300円)
04010105	可搬消防ポンプ (直接引き取り限定)	トーハツ VC72AS	30,000円 (3,000円)
04010111	ゲーミング座椅子 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	GALAXHERO	500円 (50円)
04010112	キャンピングラック (2台) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	Land Field	300円 (30円)
04010113	ラック 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	100円 (10円)
04010114	机&椅子セット 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	300円 (30円)
04010115	小型机(2台) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	LIFELEX /ニトリ	400円 (40円)
04010116	キャリーカート&踏 台セット 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明/ 長谷川工 業(株)	100円 (10円)
04010117	2段カラーボックス 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	コーナン	100円 (10円)
04010118	木目調チェア(2台) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	300円 (30円)

04010119	和風飾り棚 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	100円 (10円)
04010120	大型机 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	400円 (40円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」(以下「公有財産売却システム」という。)を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等(法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間におい

て、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和4年4月1日（金）から令和4年5月23日（月）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和4年4月4日（月）午後1時から令和4年4月20日（水）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。

(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

(1) 日時 令和4年4月13日（水）午前10時から午後3時まで

(2) 場所 【リサイクル家具】

草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町1200-25）

【可搬消防ポンプ】

湖南広域消防局 西消防署（滋賀県草津市上笠町477番地1）

【上記以外】

草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）

(3) その他 前日（令和4年4月12日）午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

(1) 入札期間 令和4年5月9日（月）午後1時から令和4年5月16日（月）午後1時まで

(2) 場所 公有財産売却システム上

(3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

(4) 開札日時 令和4年5月16日（月）午後2時

(5) 入札確定処理日時 令和4年5月18日（水）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札

(2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札

(3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和4年5月23日（月）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和4年5月30日（月）午後2時までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、

破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

- (2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

- (3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
 草津市総務部総務課財産管理係
 電話番号 077-561-2305
 FAX番号 077-561-2483
 メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和4年4月1日揭示済み)

教育委員会規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

草津市教育委員会
 教育長 藤田 雅也

教育委員会規則第1号

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「スポーツ保健課 スポーツ推進係 学校保健体育係」を「スポーツ推進課 スポーツ推進係」に、「学事係」を「学事・学校保健体育係」に改める。

第3条の表教育総務課の項第19号中「中学校給食の準備および整備に関すること」を「学校給食センターに関すること」に改め、同表スポーツ保健課の項中「スポーツ保健課」を「スポーツ推進課」に改め、同項中第10号から第17号までを削り、第18号を第10号とし、第19号を第11号とし、同表スポーツ大会推進室の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表学校教育課の項中第29号を第38号とし、第24号から第28号までを9号ずつ繰り下げ、第23号を第25号とし、同号の次に次の7号を加える。

- (26) 学校の食育に関すること。
- (27) 学校体育の指導者の研修、要請および育成に関すること。
- (28) 学校体育団体の育成指導に関すること。
- (29) 学校保健・安全および環境衛生に関すること。
- (30) 学校体育に係る調査および統計に関すること。
- (31) 保健体育資料の収集および配布に関すること。
- (32) 通学路の安全対策に係る連絡調整に関すること。

第3条の表学校教育課の項中第22号を第24号とし、第4号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 学校図書館教育に関すること。
- (5) 体験活動に関すること。

第3条の表学校政策推進課の項第2号中「指導助言」の右に「および教育課程」を加え、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第15号までを2号ずつ繰り

上げる。

(草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正)
第2条 草津市教育委員会附属機関運営規則(平成25年草津市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1草津市小・中学校結核対策委員会の項中「スポーツ保健課」を「学校教育課」に改める。

付 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日揭示済み)

教育委員会訓令

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年4月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

教育委員会訓令第5号

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市教育委員会事務決裁規程(昭和52年草津市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表(1)共通決裁事項の表収入関係の部第4項中

(1) 交付申請								総務部副部長(財政課長)	500万円未満は、課長とする。
(2) 実績報告								財政課長	

」を

(1) 交付申請								総務部副部長(財政課長)	合議は、1件100万円以上を限り、500万円未満は、課長とする。
----------	--	--	--	--	--	--	--	--------------	----------------------------------

(2) 実績報告								財政課長	合議は、1件100万円以上に限る。
----------	--	--	--	--	--	--	--	------	-------------------

」に

改める。

別表(2)個別決裁事項の表中「スポーツ保健課」を「スポーツ推進課」に改め、同表歴史文化財課の部2の款第1項中

1 埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査等の方法の決定									
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」を

1 埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査等の方法の決定									
(1) 重要なもの									
(2) 軽易なもの									

」に

改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第7号

公印の新調および廃止について

公印を新調したので、草津市教育委員会公印規則(平成4年草津市教育委員会規則第4号)第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

1 新調印

- (1) 滋賀県草津市立矢倉子ども園長之印



用途 草津市立矢倉子ども園長名をもって発
する文書用

開始日 令和4年4月1日

- (2) 草津市教育委員会事務局スポーツ推進課長之印



用途 草津市教育委員会事務局スポーツ推進
課長名をもって発する文書用

開始日 令和4年4月1日

2 廃止印

- (1) 滋賀県草津市立矢倉幼稚園長之印



廃止日 令和4年3月31日

- (2) 草津市教育委員会事務局スポーツ保健課長之印



廃止日 令和4年3月31日

(令和4年4月1日揭示済み)

草津市教育委員会告示第8号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年4月1日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

1 期 日 令和4年4月22日(金) 午後3時

2 場所 市役所6階 教育委員会室

(令和4年4月1日揭示済み)

草津市教育委員会告示第10号

青花紙保存継承懇話会開催要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

青花紙保存継承懇話会開催要綱を廃止する要綱
青花紙保存継承懇話会開催要綱(令和元年草津市教育委員会告示第5号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和4年3月31日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 遠藤 覚

[定期監査]

令和3年9月30日告示分

監査対象：人権政策課

意見・指摘事項	措置状況等
草津市住民交流啓発事業委託契約書において、実施すべき業務の仕様を具体的に明確にされ、確実に検査されたい。	令和3年度草津市住民交流啓発事業の委託契約書において、検査の确实性をより向上させるべく、実施すべき業務の仕様をより具体的に明記しました。

監査対象：市民課

意見・指摘事項	措置状況等
金券等の管理について、管理簿を作成され、所属長による確認を記録されたい。	監査終了後直ちに管理簿を作成し、所属長による確認を記録しています。

監査対象：上下水道総務課

意見・指摘事項	措置状況等
支出負担行為何書の起案の時期や根拠を確認されるとともに、検査を行った後に請求書が不達の場合には業者に提出を求めるとはもちろんのこと、草津市水道事業および下水道事業会計規程第86条に規定されている決算整理の際にも改めて遺漏がないことを十分に確認するなど、再発防止策を講じられたい。	支出負担行為何書の起案時期やその根拠の確認を徹底するとともに、検査後の書類受理等に遺漏がないよう事務処理の流れを見直しました。また、決算整理の際にも改めて、遺漏がないことを確認できるよう、チェック体制を強化しました。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和4年3月25日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 遠藤 覚

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
都市計画部	都市再生課
建設部	河川課
会計管理者	会計課
教育委員会	歴史文化財課
	学校政策推進課
	草津宿街道交流館

(2) 監査の時期 令和3年12月22日から令和4年1月25日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和2年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：都市再生課

重点項目
・中心市街地活性化推進費（商工業振興費） ・中心市街地活性化推進費（都市計画総務費）
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：河川課

重点項目
・河川改修費 ・町内会河川清掃浚渫土運搬費
意見
特になし

●監査対象：会計課

重点項目
・会計管理費
意見・指摘事項
① 契約金額の記載について、契約書の誤表記が起らないよう十分注意することはもちろんのこと、そもそも基本契約書と個別契約書の双方に金額を記載する必要があったのか疑問である。事務処理する際に誤りがないよう進めることも重要だが、誤りが起こりにくくするような事務処理方法を心掛け、再発防止に努められたい。
② 指定物品の契約書について、契約締結の決裁文書とは異なる内容で契約書が締結されており、契約締結伺いチェックリストのチェック漏れによることが原因と思われるが、事務処理に誤りがないよう再発防止に努められたい。
③ 草津市会計規則について、現行の組織体制・事務処理方法との整合がとれているか、また規定に不足がないかなどを点検し、必要に応じて改正されたい。

●監査対象：歴史文化財課

重点項目
・文化財保護推進費 ・芦浦観音寺管理運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：学校政策推進課

重点項目
・学力向上推進費のうち学力向上重点事業推進費 ・教育情報化推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：草津宿街道交流館

重点項目
・史跡草津宿本陣管理費 ・草津宿街道交流館運営費
意見・指摘事項
特になし

2 工事監査

(1) 監査対象機関および監査の実施期日

監査対象機関：建設部 プール整備事業推進室
監査期日：令和4年2月1日

(2) 監査の方法

上記対象機関の関係工事における技術面について、協同組合 総合技術士連合にその調査業務を委託し、監査を行った。

(3) 監査の結果

工事概要・意見
1. 工事概要
(1)工事名 県道下笠大路井線他付替等工事
(2)工事場所 草津市野村三丁目他
(3)請負業者 株式会社 岸本工業
(4)契約金額 246,096,312円(税込)
(5)工事期間 令和3年4月21日～令和4年8月31日
(6)工事概要
(仮称)草津市立プール整備・運営事業の用地14,000㎡の確保に向けて、県道下笠大路井線をL=0.300km、市道西大路4号線をL=0.043kmの付替、草津用水管移設工事L=161m、仮設迂回路撤去工事L=250mを施工する。
ア 県道付替工事(L=300m、W=10.5～15.75m)
・プレキャストL型擁壁 L=13m
・プレキャスト側溝付街渠 L=389m
・アスファルト舗装(車道部) A=2,620m ²
・道路土工等 一式
イ 市道付替工事(L=43m、W=9.5m)
・プレキャストL型擁壁 L=64m
・重力式擁壁 L=22m
・地盤改良工等 一式
ウ 用水管移設工事(L=161m、Φ=900mm)
・ヒューム管(B形管) L=161m
・現場打ち集水樹 N=4箇所
エ 仮設迂回路撤去工事(L=250m、W=9.5m)
(7)工事進捗状況(令和4年1月末時点)
計画60.0%、実績61.4%

2. 総合所見

工事の関係書類の提示を求め、工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工・管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

草津市の工事関係書類は、受注者の工事関係書類も含めて、適切に整理ができていた。調査できた範囲内での確認事項、補足的説明、今後の検討要請、今後の技術への反映事項等についての主な所見は次のとおりである。

(1)書類調査による所見

ア 土留め工法

以下の条件により、RC擁壁による以外は考慮外としている。

- a. 土留め高さが全体的に低く、3.5m以下である。
- b. 敷地面積の確保から、コロピの無い構造としている。
- c. 1.5m以下は現場打ち重力式（標準図集利用）、以上はL型擁壁としている。

一部に、石積み擁壁があることについて、その理由の確認をしておきたい。

イ プレキャスト・ブロック間の繋ぎ材

直線部分については施工上の正確さの証として製作時にアンカーされているプレートを介してボルト接続しているが、耐震対応ではない。

設置方向が平面的に変化する部位では地震の影響が大きいため、各ピース間の接合はしていないとのことである。この部分の写真記録が必要である。

ウ 地盤調査と地盤改良

プール敷地と駐車場敷地とは共に連続した草津川の堆積層と考察されているようだ。よって、プール敷地側に2箇所ポーリング調査を実施し、地層推定断面図を作成し、支持地盤を設定している。

地質調査は低標高地点である交差点及び県道方向100m地点（県道改良全長の1/3区間）の2地点である。調査結果によると、約GL-10.0mまでは軟弱層、GL-20.0mまではN値25～60の地層が存在し、800mmの路床改良を必要としている。残区間は標高が約10m程度高いが、全面的にそこも同様の改良としているので、それで合

理的であったか否かの確認をしておきたい。

軟弱層からは、現地で土質試料を採取し、セメント固化材の安定処理配合試験を実施し、一軸圧縮強度と固化材添加量の関係曲線から地盤耐力を満たす添加量を設定して施工している。

(2)現場施工状況調査における所見

ア 工事施工状況

工事写真を見る限り、資材、器材は整理整頓されており、各部位の施工状況は適切に施工されて非常に見栄えよく仕上がっている。

イ 施工管理、安全管理状況

写真、日報、月次出来高表、その他の資料より、施工管理、工程管理は適切に行われている。

安全訓練等については、月に1度の安全会議記録の討議内容、出席者の署名等、月例の業者側第三者による安全パトロール記録や新規入場者教育用資料等の整備もされている。

建設業許可票、労災保険成立票、施工体制・体系図、緊急連絡体制図、建設業退職金共済制度適用事業主現場標識等の標識は、写真を見る限り、分かり易く掲示されている。

現場は適正に管理されており、無事故無災害で推移しているので、安全管理状況はよいと判断する。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕

監査対象団体：草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ、ピバ・テルウェル西日本グループ、合同会社草津市スポーツ振興事業体

監査実施期日：令和4年2月14日から令和4年2月17日まで

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者として、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として令和2年度分について、監査対象の所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、令和2年度におけ

る指定管理業務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ（草津川跡地整備課）

監査対象施設（公の施設）
草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）
指定管理の業務範囲
(1) 公園の維持管理および運営に関すること (2) 草津川跡地利用基本計画の理念実現に向けた取り組みに関すること。 基本理念「歴史をつくる、人と自然の合作」 空間像「人と自然 人と人がつながるガーデンミュージアムをめざして」 (3) 公園のマネジメント（計画・実績・評価）、非常時・災害時対応、引継ぎ等に関すること。
意見・指摘事項
【草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ】 ① 光熱水費および駐車場管理費について、発注者と協議し、支出項目を精査されるとともに、精算項目に含むべき経費の考え方を整理されたい。 【草津川跡地整備課】 ① 光熱水費および駐車場管理費について、指定管理者と協議し、支出項目を精査されるとともに、精算項目に含むべき経費の考え方を整理されたい。 ② 無料施設の多目的広場について、混雑緩和のため予約制とされているが、部分的に排他的使用を認める有料施設にするなど位置付けを明確にされたい。

●監査対象：ピバ・テルウェル西日本グループ（商工観光労政課）

監査対象施設（公の施設）
市民交流プラザ
指定管理の業務範囲
(1) 文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた利用者相互の交流の促進に関すること。 (2) 職業生活または家庭生活に必要な知識および技能の習得のための講座等の実施に関すること。

- (3) 会議室等、施設の使用に関すること。
- (4) その他市民交流プラザの設置目的を達成するために必要な事業。

意見・指摘事項
【ピバ・テルウェル西日本グループ】 ① 経理事務について、発注者と協議し、事業収支結果の計上方法を見直されたい。 ② 基本協定第14条に規定されている「利用者アンケート」について、基本協定に基づき、毎年度実施され、市へ結果報告されるとともに市民ニーズの把握および事業の評価に役立てられたい。 ③ 修繕料の執行の中で、「空間除菌」について、市と協議が行われたものの、90日間という抗菌効果を考えると、コロナ禍ではあるものの経済性および有効性の観点から、必要性に疑問があるため、今後、修繕等を行う場合は、経済性・効率性・有効性をしっかりと検討されたい。 ④ 人員配置について、仕様書通りの体制となるよう人員を確保されたい。 ⑤ 団体の会費について、事業収支結果に計上すべきものか精査されたい。 ⑥ 掲示板の掲出物について、公の施設に掲示する必要性や当該施設の特性も考慮して掲示手続きを明確に示し、適正かつ有効に管理されたい。 【商工観光労政課】 ① 経理事務について、指定管理者の協議に応じ、事業収支結果の計上方法の見直しを指導されたい。 ② 基本協定第14条に規定されている「利用者アンケート」について、基本協定に基づき、毎年度実施され、市に結果報告されるよう指導されたい。 ③ 修繕料の執行の中で、「空間除菌」について、90日間という抗菌効果を考えると経済性および有効性の観点から、必要性に疑問がある。今後、修繕等を行う場合は、経済性・効率性・有効性をしっかりと検討のうえ、適正な執行となるよう指導されたい。 ④ 人員配置について、施設運営に支障が生じないよう、仕様書通りの体制となるよう指導されるとともに、人員削減が可能であるなら、仕様書の変更等についても検討されたい。 ⑤ 指定管理業務での支出が適正に執行されたか十分確認されたい。 ⑥ 掲示板の掲出物について、公の施設に掲示する必要性や当該施設の特性も考慮して掲示手続きを明確に示し、適正かつ有効に管理するよう指導されたい。また、随時、訪問するなどして確認されたい。

●監査対象：合同会社 草津市スポーツ振興事業体
(スポーツ保健課、公園緑地課)

監査対象施設 (公の施設)
総合体育館、野村運動公園、ふれあい運動場、ふれあい体育館、武道館、三ツ池運動公園、都市公園〔弾正公園、野村公園〕
指定管理の業務範囲
(1) 草津市立社会体育施設の運営および維持管理に関する業務
(2) 草津市都市公園 (弾正公園および野村公園) の運営および維持管理に関する業務
(3) 草津市立社会体育施設および草津市都市公園 (弾正公園および野村公園) の適切な運営と施設利用者の利便を図るための事業の実施に関すること
(4) 草津市スポーツ推進計画、草津市みどりの基本計画、(仮称) 野村スポーツゾーン整備基本計画の理念実現に向けた取り組みに関すること
(5) その他、体育・スポーツ活動等の推進、公園の利用促進に関する業務
意見・指摘事項
特になし

(令和4年3月25日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第4号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年4月1日

草津市農業委員会

会長 石田 隆 司

- 期 日 令和4年4月11日 (月) 午後1時30分
- 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 付議案件
 - 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について (報告)
 - 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について (報告)

- 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について (報告)
- 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
- 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 農用地利用集積計画 (案) の決定につき、議決を求めることについて

(令和4年4月1日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第10号

公共下水道の供用および処理開始について

公共下水道の供用および処理を開始するので、下水道法 (昭和33年法律第79号) 第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 涉

- 供用および処理を開始する年月日
令和4年3月31日
- 下水を排除および処理すべき区域

[駒井沢第二処理分区]	新堂町、芦浦町、平井町の各一部
[駒井沢第三処理分区]	駒井沢町の一部
[駒井沢第五処理分区]	片岡町、下物町、芦浦町、志那中町の各一部
[草津北第一処理分区]	下笠町、川原一丁目、川原二丁目の各一部
[草津北第二処理分区]	上笠一丁目、野村四丁目の各一部
[草津北第三処理分区]	上笠四丁目、西渋川二丁目、川原二丁目、下笠町の各一部
[草津西第一処理分区]	西草津一丁目、草津町の各一部

- [草津西第二処理分区] 木川町、南山田町、北山田町の各一部
- [草津中央処理分区] 草津一丁目、青地町の各一部
- [草津南第一処理分区] 御倉町、南山田町の各一部
- [草津南第三処理分区] 追分南九丁目、追分二丁目、矢倉二丁目の各一部
- [矢橋処理分区] 矢橋町の一部
- [新浜処理分区] 野路町、南笠町、矢橋町、新浜町の各一部
- [岡本処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第二処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第三処理分区] 青地町の一部
- [草津東第四処理分区] 青地町の一部
- [南大萱第二処理分区] 新浜町の一部
- [南大萱第三処理分区] 南笠町の一部
- [小柿第二処理分区] 渋川二丁目の一部

3 供用を開始する排水設備の合流式または分流式の区分

分流式

4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称

- (1) 位置 草津市矢橋町2108番地
- (2) 名称 琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）浄化センター

5 関係図書の縦覧場所

草津市上下水道部上下水道施設課

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に基づき告示する。

令和4年4月1日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
水道料金、公共下水道使用料その他の地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】株式会社エコシティサービス 【住所】神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号サウスコア205号室	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
水道料金、公共下水道使用料その他の地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】しがぎん代理店株式会社 【住所】滋賀県大津市浜町1-38	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に基づき告示する。

令和4年4月1日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
水道料金、公共下水道使用料その他の地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜市日置江1-58	令和4年4月1日から令和4年12月31日まで

(令和4年4月1日揭示済み)